

障害年金

保険年金課 0775515137

077519827

大宮年金事務所 065213399

公的年金制度には、老後の生活を支える「老齢年金」の他、不慮のけがや病気などで障害の状態になったときの「障害年金」があります。

障害年金は、障害の原因となっただけがや病気で初めて病院を受診した日(初診日)に加入していた年金制度によって、種類が異なります(下表参照)。**【支給要件】**次の①～③の全てに該当する人①年金制度加入中に初診日がある(初診日が20歳前または60歳以上65歳未満の年金未加入期間中の人は障害基礎年金の対象)②一定の障害の状態にある③保険料納付要件を満たしている **【年金額】**1級障害/97万6,125円、2級障害/78万900円(令和3年度) ※障害厚生年金の年金額は、厚生年金加入期間中の報酬額と加入期間で算出されます。障害年金の等級は「障害者手帳の等級」とは異なります。また、配偶者や子どもがいるときは、前記の金額に一定額が加算される場合があります。

甲本人または家族が大宮年金事務所または保険年金課に相談。

加入していた年金制度	障害年金の種類	問い合わせ先
国民年金 ・第1号被保険者 ・初診日が20歳前または60歳以上65歳未満の期間にあたる人 ・第3号被保険者	障害基礎年金	保険年金課 (年金担当)・ 大宮年金事務所
厚生年金	障害厚生年金	大宮年金事務所
厚生(共済)年金	障害厚生(共済)年金	各共済組合

あげお環境賞候補者を募集

環境政策課 07756925

07759872

市環境推進協議会では、環境保全への意識を高めるため、模範になる優れた取り組みをした個人・市民団体・事業者を表彰します。表彰は、来年度の「上尾市環境推進大会」で行う予定です。**【申込】**次の①～⑧のいずれかの活動をおおむね5年以上継続している個人またはおおむね3年以上継続している市民団体もしくは事業者①河川・湖沼・緑地など身近な自

高齢者世帯調査

高齢介護課 07754190

07768872

75歳以上の高齢者のみ世帯の実態を把握し、緊急時の援助や福祉支援の基礎資料を作成するため、調査を

行います。**【市内に在住の75歳以上の人だけで構成されている高齢者世帯(単身高齢者世帯を除く)】****【調査方法】**民生委員、児童委員による家庭訪問 ※電話、郵送で調査を行う場合もあります。

●**普段の生活での心配事** 住んでいる地域を担当する民生委員・児童委員に気軽に相談してください。また、担当の民生委員・児童委員が不明または欠員の場合は、高齢介護課へ連絡してください。

防災行政無線を用いた緊急情報

危機管理防災課 07755140

07759927

地震や武力攻撃などの災害時に、国から「全国瞬時警報システム(Jアラート)」を通じて送られてくる緊急情報を、防災行政無線を用いて皆さんに確実に伝えるため、情報伝達訓練を行います。これは、全国一斉に行われる訓練です。**【10月6日(水) 11時ごろ】**市内に設置してある防災行政無線から、一斉に次のように放送されます。**【放送内容】**①「これは、Jアラートのテストです」を3回②「こちらは、防災上尾です」





G I G Aスクールの取組推進



学習者用端末を活用した授業

国の「G I G Aスクール構想」に基づき、市内の小中学校では、学習者用端末を活用した取り組みが始まりました。「G I G Aスクール構想」は「1人1台端末」と「高速大容量の通信ネットワーク」を一体的に整備することで、多様な学習方法が可能となり、子どもたち一人一人に個別最適化された創造性を育む教育環境の実現を掲げています。

本市においても、昨年度までに学習者用端末を整備し、今年度の夏休み期間を利用して学校施設の通信環境を整えたことで、この2学期からは各小中学校において、運用を開始しています。私も先日、上平北小学校に足を運び、授業の様子を拝見しました。

何しろ学校現場にとっても初めてのこと。スタートまでは現場も戸惑ったことと思います。と

はいえ、創意と工夫を凝らしながら授業を行っている学校現場の努力や、運用の中で浮き彫りとなった新たな課題などについて、先生方から直接お話を伺うことができました。

通信環境に加え、社会の変化のスピードは加速化し、子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しています。

これまでに蓄積された教育現場のノウハウに加え、新たな学びのツールが加わることで、子どもたちの可能性が大きく広がっていることを改めて実感しました。

未来を担う子どもたちの夢と希望が広がるよう、より良い教育環境の整備に鋭意努めてまいります。

市長 富士山 稔

上尾市・伊奈町の消防広域化

消防総務課 ☎775-1500・FAX775-2230



消防広域化
ホームページ

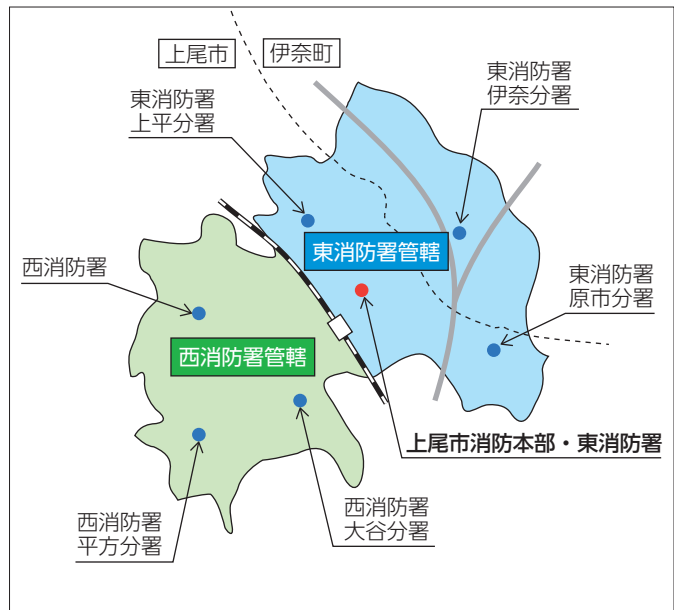


上尾市と伊奈町では、両市町の住民により良い消防サービスを提供できるよう、消防広域化の実現に向け協議を行っています。両市町で構成する「上尾市・伊奈町消防広域化協議会」で、これまでに承認された主な内容は次のとおりです。

- ・伊奈町から上尾市へ消防事務を委託する方式とする。
- ・伊奈町全域を上尾市東消防署の管轄区域とする
- ・現状の「伊奈町消防署」の名称を「上尾市東消防署伊奈分署」とする(上尾市の消防署所の位置名称は変更なし)
- ・広域化の実施は、令和5年4月1日からとする

両市町の住民のために、消火力が最大限発揮できるよう今後も協議を進めていきます。協議結果について詳しくは、消防本部ホームページをご覧ください。

管轄区域及び消防署所



都市計画法の改正

開発指導課 ☎77518194
☎77519906

頻発・激甚化する自然災害に対応するため都市計画法が改正され、令和4年4月1日から施行されます。

これにより、災害リスクの高いエリアでの開発抑制が図られ、市街化調整区域の浸水ハザードエリア(洪水ハザードマップ想定浸水深3メートル以上の浸水想定区域)の住宅などの開発許可が厳格化されます。この区域で建物の新築や用途変更を行なう場合は、安全上と避難上の対策をとることが許可条件となります。詳しくは、開発指導課へ問い合わせるか市ホームページをご覧ください。

国民年金保険料 付加年金制度のご利用を

保険年金課 ☎77515137
☎77519827

国民年金の月額保険料(令和3年度/1万6,610円)に付加保険料(1月当たり400円)を加えて納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せされ、より多くの年金額が受給できます。付加年金の上乗せ額は年額で「200円×付加保険料納付月数」です。※付加保険料は、申し出た月

納税課 ☎775-5194・☎775-9846

ストップ！滞納 滞納整理強化期間(10~12月)

■市税の滞納整理強化期間

上尾県税事務所と連携して、10~12月を「滞納整理強化期間」と定め、徴収対策を集中的に進めています。やむを得ない理由で市税を納期限内に納付できない場合は、放置せずに必ず納税課に相談してください。

■滞納整理とは

預(貯)金・給与・生命保険・不動産などを差し押さえ、換価(金銭に換えること)し、税金に充当することをいいます。

■差し押さえの実施

払えるのに払わない滞納者に対する徴収対策を強化しています。特に、遊興費、借入金返済、住宅・自動車ローン返済や貯蓄などを優先している人には、「財産調査」や「財産の差し押さえ」を徹底して実施しています。

◆差し押さえの実績

年度	件数	差し押さえ税額
R2	826	3億292万6,846円
H31	838	3億7,834万3,630円

■延滞金の徴収

延滞金は、納期限内に納付している人との公平性を保つために課されるものです。納付日までの日数に応じて14.6%以内(納期限の翌日から1カ月経過する日まで7.3%以内)の利率で計算されます。

■不動産公売

滞納が解消されない場合には、やむを得ず、不動産を差し押さえて公売を行う場合もあります。

■自動音声による電話催告

自動音声(女性)により、(土)日や夜間も未納のお知らせと納付のお願いを実施しています。

●口座振替をご利用ください

「便利で確実」な口座振替による納付をお勧めしています。一度手続きをすると毎年自動的に継続され、納期限日に指定口座から自動で納税されるため、確実に納期限内納付ができます。延滞金のリスクを減らしましょう。また、口座振替なら店舗に行く必要はなく、新型コロナウイルスの予防にもなります。※口座振替依頼書は、市内の金融機関、市役所の窓口にある他、市ホームページからダウンロードもできます。

●ペイジー口座振替受付サービス

市役所窓口で、対象金融機関のキャッシュカードを専用端末に通し、口座名義人本人が、暗証番号を入力することで、通帳印なしで、口座振替の申し込みができます。利用できる税金や金融機関については、納税課へ問い合わせてください。※生体認証付きキャッシュカード、法人カード、家族カード、クレジットカード一体型カードなど種類により利用できない場合があります。使用の可否は金融機関に問い合わせてください。

●スマートフォン納付

スマートフォンの各アプリ(d払い、au PAY、J-Coin Pay、PayPay、LINE Pay、モバイルレジネットバンキング・クレジットカード)で納付ができるサービスです。

滞納処分の流れ

納期限の経過

督促状の発送

財産の調査

(調査先例)
勤務先/取引先
金融機関/保険会社
自宅・事務所

財産の差し押さえ

市税の滞納に充てる

完納へ

から納付できます。④20歳以上60

歳未満の第1号被保険者(自営業者、フリーター、学生など)と任意加入被保険者 ※65歳以上の任意加入被保険者や納付を免除された人、国民年金基金の加入者は除きます。⑤

マイナンバーカード(またはマイナンバー)の分かる物と自動車運転免許証などの本人確認ができる物、年金手帳 ⑥直接、保険年金課へ

10月以降の公的年金からの市・県民税の特別徴収税額

市民税課 ☎77515131
☎77519846

①10月から新たに特別徴収される人 / 新たに特別徴収の対象になった人は、10月から天引きが開始されます。「納税通知書」2枚目の「公的年金からの特別徴収」欄の10月以降の税額を確認してください。

②8月以前から特別徴収されている人 / 10月から徴収税額が変更される場合があります。「公的年金等所得に係る特別徴収税額の決定通知書」の「(2)令和3年度公的年金特別徴収税額」、または「納税通知書」2枚目の「公的年金からの特別徴収」欄で、10月以降の税額を確認してください。 ※①②に関わらず、税額変更などにより、通知書が複数送られて

いる人は最新の通知書を確認してください。

特定健診(国保加入者)・後期高齢者健診の受診はお早めに

保険年金課(特定健診) ☎78216494
(後期高齢者健診) ☎775125
☎77519827

令和3年度の特定健診、後期高齢者健診は、10月31日(日)までです。 ※受診には、受診券が必要です。再発行を希望する人は、平日に保険年金課へ電話してください。 ※(土)に受診できる医療機関も

あります。詳しくは、各医療機関に問い合わせてください。



国保・後期高齢者医療傷病手当金の期間延長

保険年金課(国保給付担当) ☎78216481
(高齢者医療担当) ☎775125
☎77519827

市国民健康保険(国保)または県後期高齢者医療制度(後期高齢者医療)の加入者で給与の支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルスに感染して仕事を休んだ場合などに支給される傷病手当金の適用期間が12月31日(金)まで延長されました。

市税・国民健康保険税の納付はスマートフォン納付のご利用を

納税課
☎775-5135
☎775-9846

10月1日(金)からPayPay、LINE Payに加え、d払い、au PAY、J-Coin Payで税金が納付できます。スマートフォンで納付書に印字されたバーコードを、各電子マネーアプリ内のカメラから読み込むだけでいつでもどこでも支払いが可能になります。

■利用可能な市税

市・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税(普通徴収)

■納付上限額

d払い、J-Coin Pay、PayPay、LINE Pay / 30万円、au PAY / 25万円 ※納付上限額を超える金額で利用したい場合は、問い合わせてください。

■利用方法

- ①電子マネーアプリをインストールし、利用登録
- ②支払いたい金額をチャージ
- ③アプリの請求書払いを選択し、納付書に印字されたバーコードを読み取り、決済

■注意事項

- (1)電子マネーで納付した場合、領収書は発行されません。領収証書や軽自動車税継続検査(車検)用の納税証明が必要な人は金融機関などの窓口またはコンビニエンスストアで支払ってください。
- (2)現在、口座振替で納付している人が電子マネーでの納付に変更する場合は、口座振替取消届の提出が必要です。
- (3)年金天引きの税金は、電子マネーでの支払いはできません。



人事行政運営状況

職員課 ☎775-5112・☎775-9819

市職員の給与や勤務状況などを公表します。特に記述のないものは、令和3年4月1日現在の状況です。

1 職員の任免と職員数に関する状況

■職員の採用及び退職状況(単位:人)

区分	採用	退職
事務職	24(10)	23(11)
土木	1(1)	4(0)
機械	0(0)	1(0)
建築	0(0)	1(1)
保育士	3(3)	6(5)
児童指導員	0(0)	1(0)
看護師	1(1)	0(0)
消防士	9(2)	10(0)
指導主事	6(0)	6(2)
技能労務職	3(3)	2(2)
小計	47(20)	54(21)
再任用(フルタイム)	12(6)	1(1)
計	59(26)	55(22)

※採用は令和2年4月2日から令和3年4月1日まで、退職は令和2年度中の職員数です。
※()内は女性職員数で、内数です。
※再任用職員の任期は1年です。

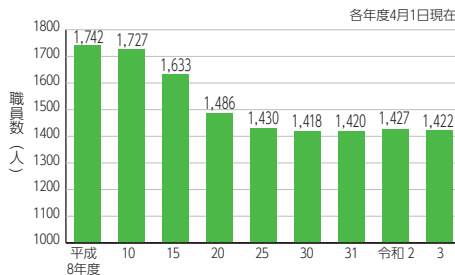
■職位別任用状況(単位:人)

区分	職員数	うち昇格者
部長級	15(1)	5(0)
次長級	23(2)	6(1)
課長級	166(33)	27(5)

※()内は女性数で、内数です。

■職員数の推移

令和3年度の職員数は1,422人で、最多だった平成8年度の1,742人より320人減少しました。



■一般行政職の級別職員数

区分	職員数(人)	構成比(%)
7級 部長級	11	1.7
6級 次長級	14	2.1
5級 課長級	95	14.5
4級 副主幹級	83	12.6
3級 主査級	104	15.8
2級 主任級	235	35.8
1級 主事級	115	17.5
合計	657	100.0

■部門別職員数の状況(単位:人)

部門	区分	H31	R2	R3
一般行政	議会	11	12	11
	企画総務	212	217	220
	税務	68	66	65
	民生	370	367	367
	衛生	94	92	96
	労働	2	2	2
	農林水産	14	13	13
	商工	6	6	6
	土木	103	102	97
	小計	880	877	877
	特別行政	教育	156	159
消防		261	268	267
小計		417	427	422
公営企業等	123	123	123	
合計	1,420	1,427	1,422	

※職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員、再任用フルタイムなどを含み、臨時や非常勤職員を除きます。

2 職員の人事評価の状況

能力・意欲評価及び実績評価を実施しました。

3 職員の給与の状況

■令和2年度 人件費の状況(普通会計決算)

住基人口(年度末)	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	過去の人件費
229,729人	885億 3,795万 4千円	120億 2,758万円	13.6%	(H30) 110億6,497万4千円 (H31) 111億5,152万1千円

※人件費は特別職(市長・議員など)に支給する報酬などを含みます。
※平成31年度まで物件費等に計上されていた臨時職員(パートタイム職員)等の経費は、令和2年度から、会計年度任用職員制度が導入されたことにより、人件費として計上されています。

■平均給料月額

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	311,594円	40.8歳
技能労務職	330,184円	50.7歳

■初任給額

区分	給料月額	
一般行政職	大学卒	188,700円
	高校卒	160,100円

■経験年数別・学歴別平均給料額

区分	経験年数	10年	15年	20年
		大学卒	267,990円	303,391円
一般行政職	高校卒	該当者なし	268,875円	該当者なし
	技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし

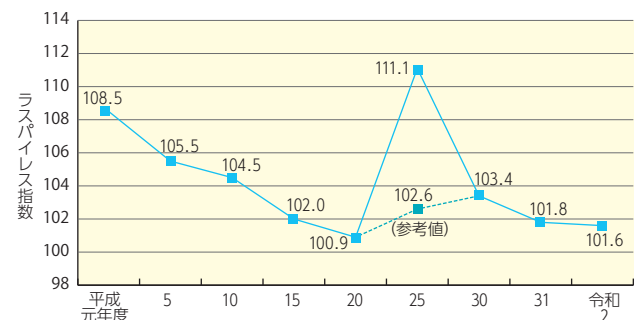
■令和2年度 職員給与費の状況(普通会計決算)

職員数(A)	給与費				1人当たり(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
1,298人	46億 9,624万 3千円	11億 385万 9千円	20億 436万 8千円	78億 447万円	601万 3千円

※職員手当には退職手当を含みません。
※職員数は、令和2年4月1日現在の人数です。

■ラスパイレース指数の推移

ラスパイレース指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。



※参考値とは、平成25年度の国家公務員の時限的な給与改定特例法による措置が無いとした場合の数値です。

■職員手当の状況

毎月決まって支給	扶養手当	住居手当	通勤手当	
	①配偶者／6,500円 ②子／10,000円 ③その他／6,500円 ※6級職員については、配偶者とその他は3,500円となります。 ※7級職員については、配偶者とその他は非支給となります。 ※満16歳～22歳の子1人につき5,000円加算されます。		借家の者／28,000円(上限) ※持家居住者の手当は、令和2年度から廃止となりました。	①交通機関利用者／運賃相当額 ②交通用具利用者／通勤距離に応じて算出した額
実績に応じて支給	管理職手当	地域手当		
	課長相当職以上の管理職職員に支給する手当	地域における民間の賃金水準や物価等の事情を考慮して支給する手当(給料、扶養手当、管理職手当の総額の6%)		
臨時に支給	時間外勤務手当	特殊勤務手当		
	正規の勤務時間外に勤務したときに支給する手当 ※他に、夜間勤務手当、休日勤務手当があります。	危険、不快な業務など特殊な業務に従事する職員に対して支給する手当		
臨時に支給	管理職員特別勤務手当	退職手当		
	課長相当職以上の管理職職員が、週休日などや平日深夜に行う突発的業務に対して支給する手当	勤続年数 20年 25年 35年 最高限度	自己都合 19.669500月分 28.039500月分 39.757500月分 47.709000月分	勤奨・定年 24.586875月分 33.270750月分 47.709000月分 47.709000月分
臨時に支給	期末・勤勉手当			
	年間支給率／4.45月(2.35月) ※支給額の算定には、職制上の段階、職務の級などによる算定基礎の加算措置があります。 ※()は、再任用職員に係る支給割合です。			

※退職手当の支給率については、令和2年度中の退職者が対象になっています。

■特別職の報酬などの額

区分	報酬	期末手当	費用弁償
市長	900,000円	年間支給率／4.45月 ※支給額の算定の際、算定基礎の加算措置があります。	—
副市長	750,000円		
教育長	695,000円		
議長	505,000円		
副議長	460,000円		
常任委員長	445,000円		
議員	435,000円		
		議会本会議・各委員会に出席／1日につき2,000円	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

■勤務時間の概要

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
38時間45分	始業	終業	休憩時間	週休日
	8時30分	17時15分	60分	(土)・(日)

■年次有給休暇の取得状況(令和2年度)

平均取得日数／11.7日
 ※1年につき最高20日間付与され、前年度からの繰り越し分を含めると最高40日間です。

■時間外勤務の状況(令和2年度)

平均時間外勤務時間数／年間131.6時間

5 職員の休業に関する状況

■育児休業等の取得状況(令和2年度)

育児休業取得者数／81人(うち新規35人)
 部分休業取得者数／37人(うち新規7人)

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

■分限処分(令和2年度)…19人(全て病気休職19人)

■懲戒処分(令和2年度)…1人(停職)

7 職員のサービスの状況

■職員の守るべき義務の概要

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・秘密を守る義務
- ・職務に専念する義務
- ・政治的行為の制限
- ・争議行為等の禁止
- ・営利企業等の従事制限

🕒 とき 📍 所 📄 内容 👤 対象 💰 費用・金額 📄 申請し込み 📄 週間問い合わせ

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法及び上尾市職員の退職管理に関する条例の規定に基づく元職員の再就職に関する届出が2件ありました。

9 職員の研修の状況

令和2年度に実施した研修は合計で42コースあり、延べ研修修了人数は1,006人です。

基本研修	510人	昇任・昇格時などに実施
特別研修	378人	人権・契約実務など
派遣研修	19人	国・県の研修機関や民間派遣など
自主研修	99人	通信教育、自主研修グループなど

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

■埼玉県市町村職員共済組合負担金など(令和2年度)

16億650万7千円

■公務災害等の発生状況(令和2年度)

公務災害／3件 通勤災害／5件

11 公平委員会の業務の状況

■勤務条件に関する措置の要求の状況

令和2年度に新たに提起された措置の要求はありませんでした。また、平成31年度以前に提起された措置の要求で審査を継続したものもありませんでした。

■不利益処分に関する審査請求の状況

令和2年度に新たに提起された審査請求はありませんでした。また、平成31年度以前に提起された審査請求で審査を継続したものもありませんでした。